

令和 8 年度 SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度 SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務

2 業務の目的

本業務は、令和 3 年 3 月に策定した「やまなし地域プロモーション戦略」（以下「戦略」という。）、及び、令和 5 年 8 月に策定した戦略の新たな実施方針に基づき、広く県内外の人々を対象として、本県の地域ブランドであるコーポレートブランド「やまなし」と、「やまなし」のファミリーブランド・プロダクトブランドである地域資源・施策の価値・認知を相互に向上させ、これらを選択する行動を喚起することを目的として、山梨県の様々な魅力を幅広い世代にわかりやすく PR するため、ソーシャルネットワークサービスを活用した山梨県の魅力発信事業を実施する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 委託業務

(1) 委託業務概要

ア 動画コンテンツの企画・作成

山梨県の魅力を分かりやすく伝えるための動画を企画・作成する。

イ アカウムの運用

(ア) 山梨県公式 TikTok アカウムの運用する。

(イ) その他の SNS アカウムの新規開設・運用する。

ウ SNS 広告

企画・作成した動画の視聴数を高めるため SNS において広告配信を実施する。

エ 情報発信の効果を最大化するための取り組み

(ア) 視聴者の行動変容を促すための企画を実施する。

(イ) 複数の SNS アカウムの活用による相乗効果を生むための企画を実施する。

(2) 委託業務詳細

ア 動画コンテンツの企画・作成

(ア) 全体的事項

- ・従来の山梨県における情報発信施策を踏まえ、どのような方針で動画を作成、発信するかを提案すること。
- ・契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施概要、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。提案において計画案を示すこと。
- ・TikTok アカウントについては、既存の【公式】山梨県が良すぎる（@yamanashi_yosugiru）（以下、「山梨県公式TikTok アカウント」という。）を使用することとする。
- ・委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- ・動画の企画、構成、台本等については受託者が作成の上、撮影前に山梨県の承認を受け、動画を制作すること。動画編集後の県確認作業により修正の必要があることが判明した場合には、速やかに山梨県の指示により対応を実施すること。
- ・撮影に必要な取材先との調整等は受託者が行うものとする。
- ・打合せ・協議記録は受託者が作成し、発注者に合意を求めること。

(イ) 動画の企画・作成

- ・受託者は山梨県の魅力をわかりやすく伝えるための動画を企画し、作成する。この際、山梨県及び関係団体、撮影協力者における、品格・信用やブランド価値を損なうことのない動画を作成すること。
- ・作成する動画のテーマは次の2つとし、作成する本数等については、企画提案内容をもとに山梨県と協議の上で決定する。

① 山梨県の魅力全般

視聴者が山梨県に興味・関心を持ち、山梨県の魅力を認知・浸透させる内容を受託者が企画、提案するもの。

② 山梨県の政策等の取組

山梨県が行う先進的な政策や県内で実施されている特徴的な取組、またそれらに関連する取組など山梨県が指定する内容、または受託者から提案するもの。

- ・上記の2テーマについては、日本国内、ひいては世界に発信すべき山梨県の魅力について受託者として調査検討の上、積極的に提案すること。

イ アカウントの運用

(ア) TikTok アカウントの運用

- ・山梨県公式 TikTok アカウントの運用方針について、受託者が企画し、事前に山梨県の承認を得た上で実施すること。
- ・山梨県及び関係する団体の信用やブランド価値を損なうことのないようアカウントの運用を実施すること。

(イ) その他の SNS アカウントの開設・運用

- ・その他の SNS アカウントの新規開設・運用方針について、受託者が企画し、事前に山梨県の承認を得た上で実施すること。
- ・山梨県及び関係する団体の信用やブランド価値を損なうことのないようアカウントの運用を実施すること。
- ・各プラットフォームの特性に応じて、投稿頻度、ハッシュタグ戦略、各 SNS の機能を活用した情報発信を提案すること。
- ・既存の山梨県公式 TikTok アカウントとのクロス誘導を図る等、プラットフォーム間で相乗効果を生む戦略を提案すること。

(ウ) 動画の投稿

- ・受託者は、投稿文の設定や音楽の選定など投稿に必要なすべての作業を実施し、動画の投稿スケジュール及び投稿時間等についても提案すること。
- ・動画投稿後のコメントへの対応は受託者が実施するものとし、その運用方針については事前に山梨県の承認を得ること。
- ・本委託業務の範囲外で作成された動画の掲載依頼があった場合は、県からの協議に応じることとし、当該掲載の可否は県が判断するものとする。その際、必要に応じて動画の内容及び投稿に関する助言を行うこと（受託者に投稿及び広告配信の実施を義務付けるものではない）。

(エ) 効果測定

- ・本業務の必須 KPI（フォロワー数、総視聴数、投稿本数、投稿頻度）及びその最低水準について、下記【必須 KPI 及び最低水準】のとおり設定する。受託者は、当該水準を下限とし、より高い事業効果が見込まれる場合には、その水準を上回る KPI を設定すること。なお、「フォロワー数」について、アカウントのオーディエンス規模を示す同等指標（友だち数、登録者数等）による効果測定でも差し支えない。

【必須KPI及び最低水準】

必須KPI	TikTokアカウント	その他のSNSアカウント
フォロワー数 ^{※1}	1000人以上	200人以上
総視聴数 ^{※2}	800万回以上	最低水準の設定なし
コンテンツ投稿本数	20本以上	10本以上
コンテンツ投稿頻度	月1回以上	月1回以上

※1 委託業務期間内（契約締結の日～令和9年3月31日）の増加分

※2 本年度の委託業務によって制作・投稿したコンテンツの総視聴数

- ・上記のほか、本業務で運用するプラットフォームの特性や、企画提案の内容及びその効果検証の必要に応じて適切な KPI を設定し、その理由と効果検証の方法を提案すること。
- ・実施効果について測定し、分析レポートを提出すること。また、それらの分析を踏まえて、実施内容について改善の提案を行い、その後の取組に反映する。

ウ SNS 広告

動画コンテンツの再生数を伸ばす等のため、SNS における広告を掲出すること。広告の実施に当たっては、時期や内容について山梨県と協議すること。

実施に当たり疑義等が生じる場合には山梨県と受託者が協議するものとする。

エ 情報発信の効果を最大化するための取り組み

(ア) 視聴者の行動変容を促す企画

- ・TikTok 及びその他の SNS の機能・特性を生かしつつ、上記「4 (2) アからウ」及びその他の制作物を活用して、動画の視聴者が、視聴後に、コーポレートブランド「やまなし」と、「やまなし」のファミリーブランド・プロダクトブランドである地域資源・施策を選択する行動を喚起するような企画・取組を提案すること。なお、作成・投稿された動画が委託期間終了後も視聴され続けることを念頭に、一過性のイベント開催のような一時的な企画を実施するのではなく、継続して視聴者の行動変容が促されるような取組となることが望ましい。
- ・具体的な内容については、企画提案内容をもとに山梨県と協議の上で決定する。
- ・企画にあたり必要な経費は、本業務の委託料の範囲にて対応する。

(イ) 複数チャンネルを連携させ相乗効果を生む企画

- ・TikTok 及びその他の SNS を連携させ、各 SNS の特性を活かしたクロスプラットフォーム戦略によって、複数チャンネルを活用した情報発信による相乗効果を創出するような企画・取組を提案すること。
- ・具体的な内容については、企画提案内容をもとに山梨県と協議の上で決定する。
- ・企画にあたり必要な経費は、本業務の委託料の範囲にて対応する。

5 業務実施体制

事業の実施に当たっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ア 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- イ 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。

- ウ 業務実施責任者は、PR 場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- エ 業務実施責任者は、山梨県と常時連絡が取れる体制をとり、密な連携を取って業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- オ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- カ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- キ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ク 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ア 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案・PR 業務を行うこと。
- イ 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

(3) 再委託

- ア 受託者は業務の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ山梨県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。この場合、やむを得ない場合を除き、企画提案時点において、再委託の可能性について明示し、業務実施体制の一部に組み込んだ上で、受託者が担う業務と再委託先の担う業務等について提案手続きの中で明示しなければならない。
- イ 受託者と再委託先事業者が共同で実施した業務に係る実績は、提案における実績とすることができる。

6 県への実施報告等

委託業務の遂行に際しては、原則として、県の担当者と毎月 2 回程度の打ち合わせを実施すること。なお、このほかにも、委託業務（「4（2）アからエ」）の着手時及び当該業務の着手後の任意の時期に、業務の実施方針及び進捗状況を確認するため、県の求めに応じて、県の担当者との打ち合わせを実施すること。

その打ち合わせにおいて、委託業務が本仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、業務の手直しをさせることができることとする。

また、委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書を県に提出すること。

納品にあたっては、TikTok 及びその他の SNS で投稿する動画のほか、他の SNS で利用可能な形式（音楽がなく、音声収録のみのものや、テロップ等を入れていない素材など）にした動画やその他 PR 資材等の電子データを、山梨県が指定する方法により納品すること。

7 業務成果の帰属等

- ・委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・受託者は、本業務により受託者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ・成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・受託者は、受託業務により受託者が制作した著作物に関する著作人格権を行使しないものとする。

8 留意事項

- ・委託業務の遂行に際し、企画提案公募要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、山梨県との協議の結果、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守し、第三者の権利を侵害しないよう配慮すること。
- ・委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。
- ・委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から 5 年間保存しておくこと。

9 その他

- (1) 仕様の変更について

受託者は、天災事変その他やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合、委託業務の履行にあたって本仕様書に疑義が生じた場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

(2) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。

(3) 実施にあたっての県との協議

業務の実施にあたっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。